

青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）就学の終期に達するまでの者（」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る。」に改め、同条第三項中「規定する保護者」の次に「その他の子どもを現に監護する者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

子ども医療費助成の対象者の拡充を図るため、提案するものである。